

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 白川村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
765	828	87	1680

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,797	2,734	62	48	47	2,954	基金から47百万円繰入
一般会計等	2,797	2,734	62	48		2,954	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	211	197	15	15	19	-	-	
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	114	107	7	7	22	22		4
介護保険特別会計(保険事業勘定)	165	159	6	6	30	1		
後期高齢者医療特別会計	26	25	1	1	9	-		
老人保健特別会計	24	22	2	2	-	-		
介護保険特別会計(サービス事業勘定)	4	0	4	4	-	-		
簡易水道特別会計	122	120	2	2	76	154		103
公共下水道特別会計	176	168	8	8	138	1,289		1,347
白弓スキー場特別会計	20	18	2	2	17	35		20
温泉開発特別会計	111	110	1	1	83	401		286
公営企業会計等 計				48		1,902		1,760

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岐阜県市町村会館組合	75	71	3	3	-	-		
岐阜県市町村職員退職手当組合	11,738	11,624	114	114	2,690	-		
岐阜県後期高齢者医療広域連合 一般会計	420	397	23	23	-	-		
岐阜県後期高齢者医療広域連合 特別会計	161,139	155,554	5,585	5,580	-	-		
飛騨農業共済事務組合	740	726	15	637	-	-		法適用
一部事務組合等 計				6,357				

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財団法人白川村緑地資源開発公社	6	304	5	-	-	-	-		
飯島観光開発株式会社	15	100	10	-	-	-	-		
世界遺産白川郷合掌通り保存財団	2	725	152	32	-	-	-		
大白川温泉観光株式会社	11	30	10	-	-	-	-		
地方公社・第三セクター等 計			177	32					

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,056	1,082	26
減債基金	275	275	0
その他充当可能基金	767	795	28
充当可能基金 計	2,098	2,151	53

(注) 充当可能基金とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.13	2.88	0.25	15.00	20.00	簡易水道特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	6.60	5.66	0.94	20.00	40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	17.2	18.2	1.0	25.0	35.0	白弓スキー場特別会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	350.0		温泉開発特別会計	-	-	-
財政力指数	0.45	0.44	0.01						
経常収支比率	84.8	82.7	2.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。